



平成 27 年 5 月 28 日

各 位

東京都千代田区有楽町2-7-1  
パーク 2 4 株式会社  
代表取締役社長 西川 光一  
(東証一部 コード番号 : 4666)  
問合せ先  
氏名 佐々木 賢一  
役職名 取締役執行役員経営企画本部長  
電話番号 03-3213-8910

### 募集新株予約権（業績条件付有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 28 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 240 条の規定に基づき、当社および当社グループ会社（本開示資料においては、「グループ会社」を「子会社」の意味で用います。）の取締役、執行役員および従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

また、本新株予約権がすべて行使された場合、発行決議日現在の発行済み株式総数の 145,429,204 株に対し最大で 0.9%の希薄化が生じます。また、既に発行しております新株予約権の未行使分（平成 27 年 5 月 28 日時点）及び本新株予約権を合算した数が行使された場合、発行決議日現在の発行済み株式総数の 145,429,204 株に対し最大で 2.1%の希薄化が生じます。しかしながら、本新株予約権は後述のとおり、あらかじめ定める利益目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものであり、既存株主の利益にも貢献できるものと認識しております。従いまして、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲のものと考えております。

#### I. 新株予約権の募集の目的および理由

本新株予約権は、当社平成 27 年から平成 29 年迄の中期経営計画における業績目標を達成するとともに、一企業としての価値向上のみならず、ひいてはステークホルダーへの利益還元を目指すべく、役職員の貢献意欲及び士気を一層向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的としたインセンティブプランとして、当社および当社グループ会社の取締役、執行役員および従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであ

ります。

なお、本新株予約権は、割当てを受けた当社および当社グループ会社の取締役、執行役員および従業員が、有償にて新株予約権を取得する一方で、「新株予約権の発行要項の新株予約権の行使の条件」に定めるとおり、中期経営計画においてあらかじめ定める業績目標を達成した場合にのみ権利行使を可能とするものであり、当社および当社グループ会社の取締役、執行役員および従業員が業績目標に対してコミットメントを負う内容となっております。

## II. 新株予約権の発行要項

### 1. 新株予約権の名称

本新株予約権の名称は「業績条件付有償ストックオプション 2015」とする。

### 2. 新株予約権の割当てを受ける者および数

当社および当社グループ会社の取締役	10名	4,130個
当社および当社グループ会社の執行役員	16名	2,460個
当社および当社グループ会社の従業員	168名	5,650個

### 3. 新株予約権の数

12,240個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 1,224,000株とし、下記5.(1)により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

### 4. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの発行価額は1,742円とする。

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー（代表取締役：小幡治、住所：東京都港区元赤坂1-6-2 安全ビルレジデンス19階）に依頼した。当該算定機関は、価格算定に使用する算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や有限差分法を用いた格子モデルといった他の算定手法との比較および検討を実施したうえで、発行要項に定められた本新株予約権の行使の条件（業績条件）を適切に算定結果に反映できる算定手法として、一般的な算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて本新株予約権の算定を実施した。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させると同時に、将来の業績の確率分布を基に異なる標準正規乱数を繰り返し発生させ、本新株予約権の行使の条件である業績条件の達成確率を算出し、その結果を考慮した将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での本新株予約権権利行使から

発生するペイオフの現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価格を得る手法である。

当該算定機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社終値 2,342 円/株、株価変動率 33.6%（年率）、配当利率 2.1%（年率）、安全資産利子率 0.2%（年率）や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 2,342 円/株、満期までの期間 7.7 年、経常利益の累計額に連動した行使の条件）に基づいて、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の算定を実施した。尚、経常利益の累計額に連動した行使の条件に係る業績達成確率は、業績予想モデルによる経常利益の将来の予想値と過去のデータから得られる確率分布より求めた。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象（経常利益の累計額に連動した行使の条件）を前提として考慮し、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いて行っていることから、当該算定機関の算定結果を参考に、当社においても検討した結果、本件払込金額と本件算定価額は同額であり、特に有利な金額には該当しないと判断したことから決定したものである。

## 5. 新株予約権の内容

### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数を適切に調整するものとする。

### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 2,342 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で

新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行および自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### (3) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成30年2月1日から平成35年1月31日（但し、平成35年1月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

### (4) 増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、かかる計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### (5) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、平成27年10月期、平成28年10月期および平成29年10月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書において、当社が中期経営計画に掲げる業績目標に準じて設定された経常利益の累計額が、次の各号に掲げる条件を満している場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

a) 平成27年10月期から平成29年10月期の経常利益の累計額が560億円以上の

場合行使可能割合：30%

b) 平成 27 年 10 月期から平成 29 年 10 月期の経常利益の累計額が 600 億円以上の  
場合行使可能割合：60%

c) 平成 27 年 10 月期から平成 29 年 10 月期の経常利益の累計額が 620 億円以上の  
場合行使可能割合：80%

d) 平成 27 年 10 月期から平成 29 年 10 月期の経常利益の累計額が 640 億円以上の  
場合行使可能割合：100%

- ② 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、使用人、顧問または相談役の地位にあること（以下「権利行使資格」という。）を要する。ただし、本新株予約権者が、任期満了による退任または定年による退職により権利行使期間開始日の到来後に権利行使資格を喪失した場合は、その喪失の日において行使可能であった本新株予約権を、権利行使資格喪失後 1 年を経過する日までの期間（ただし、権利行使期間中であることを要する。）に限り行使することができるものとする。
- ③ 本新株予約権者が死亡した場合には、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、本新株予約権者が権利行使期間開始日の到来時および死亡時において権利行使資格を有しており、かつ、権利行使期間開始日の到来後に死亡した場合には、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡後 1 年を経過する日までの期間（ただし、権利行使期間中であることを要する。）に限り、本新株予約権者が死亡した日において行使可能であった本新株予約権を行使することができる（ただし、当該本新株予約権者から本新株予約権を相続により承継した相続人による当該本新株予約権の行使の機会は、当該相続人全員で 1 回に限るものとする。）。
- ④ 本新株予約権者に法令、当社の定款もしくは当社の社内規則に違反する重大な行為があった場合（本新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法 423 条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、および懲戒解雇された場合を含むがこれらに限られない。）、または本新株予約権者が当社と競業関係にある会社の取締役、執行役、監査役、使用人、嘱託、顧問もしくはコンサルタントとなった場合等、本新株予約権の付与の目的上本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会が定める事由が生じた場合は、当該本新株予約権者は、以後本新株予約権を行使することができないものとする。
- ⑤ 本新株予約権者は、一度の手續において、付与された本新株予約権の全部または一部を行使することができる。ただし、本新株予約権 1 個の一部につき行使することはできない。

(6) 新株予約権の譲渡による取得の制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による承認を必要とする。

(7) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約または当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記5.(5)に定める規定により本新株予約権の全部または一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記5.(1)に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記5.(2)に準じて決定する。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
上記5.(3)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.(3)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件  
上記5.(5)に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
上記5.(4)に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得条項

上記5.(7)に準じて決定する。

(9) 本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(10) 新株予約権証券

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

6. 申込期日

平成27年6月19日

7. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成27年6月22日

8. 新株予約権の割当日

平成27年6月22日

以 上